

令和7年度愛媛県地域協働推進及びNPO法人育成支援事業委託業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

1 目的

人口減少や高齢化の進行等により地域コミュニティの衰退が危惧される中、多様化や複雑化が進む県民ニーズに的確に対応するためには、県民・NPO・事業者・行政など各主体が連携・協働して地域課題の解決に取り組むことが不可欠となっているが、その活動主体の弱体化が懸念されている。このため、県では、保健福祉や子どもの健全育成、防災、環境など様々な分野で活動し、地域課題解決の担い手であるNPO法人等の育成支援等に取り組んでいる。

本事業では、協働意識の醸成や協働活動の促進、各主体の顔の見える関係づくりに資するセミナーを通して、地域協働ネットワークを構築するとともに、協働による地域社会づくりを担うNPO法人等の育成支援を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度愛媛県地域協働推進及びNPO法人育成支援事業委託業務

(2) 委託業務の内容

令和7年度愛媛県地域協働推進及びNPO法人育成支援事業委託業務仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

(4) 委託上限額

1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

地域協働推進事業	1,200,000円
・地域協働ネットワーク構築に向けた講演会の開催	
NPO法人育成支援事業	300,000円
・「あったか愛媛NPO応援基金」助成団体による活動報告会の開催	
・NPO法人等交流会の開催	

※上記講演会、活動報告会及び交流会（以下、「セミナー」という）を連携して実施することにより、効果的な事業目的の達成を図ること。

3 プロポーザルの参加資格

本委託事業の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている法人その他の団体とする。

- (1) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済み又はプロポーザルの参加表明時に愛媛県競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。
- (2) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律172号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされ

ている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（４）以下に該当する者が役員の企業・団体でないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられている者

（５）次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

（６）宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

（７）愛媛県内に本社、支社又は営業所を有し、愛媛県と緊密な連絡体制が構築できること。

4 実施要領等の配布

（１）配布期間

令和 7 年 6 月 11 日から令和 7 年 7 月 2 日までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

（２）配布方法

愛媛県のホームページからのダウンロードによるほか、下記の「12 問合せ先・提出先」で配布する。

5 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

（１）受付期間

令和 7 年 6 月 11 日から令和 7 年 7 月 2 日

（２）受付方法

電子メールにより、下記の「12 問合せ先・提出先」宛てに質問書（様式 5）を

提出。(電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。)

電子メールの件名は「企画提案質問(地域協働推進及びNPO法人育成支援事業)」
とすること。

(3) 回答方法

質問書に記載された担当者連絡先に対し、電子メールにより随時回答を送付する。

質問及び回答内容は、参加希望書の提出があった全ての者に対し、参加希望書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

6 参加希望者等の確認

(1) 提出書類及び提出部数

- ア 参加希望書(様式1)・・・1部
- イ 業務実績書(様式2)・・・1部

(2) 提出期間

令和7年6月11日から令和7年7月2日までの執務時間中(祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより、下記の「12 問合せ先・提出先」へ提出。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) その他

参加希望書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式3)を提出すること。

7 企画提案の提出手続

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出物及び提出部数

- ア 企画提案書送付文(様式4)・・・1部
- イ 企画提案書・・・6部
 - ・A4判片面印刷で15頁以内を目安とする。
 - ・仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、具体的には以下について記載すること。

項目	内容
企画概要	・企画提案する内容全体の考え方等について記載すること。
業務遂行能力、 執行体制	・本事業の遂行に有益な知見を有しているか、事業を効果的に実施できるか等について記載すること。 ・セミナーを実施するための体制について記載すること。 ・緊急時の連絡体制、再委託の有無など、事業実施体制について記載すること。
地域協働推進	・協働による地域づくりに関する講演のテーマ及び講師につ

事業（講演会） にかかる提案	いて記載すること。 ・参加者の協働意識の醸成や協働活動の促進に効果的な内容について記載すること。
N P O 法人育 成支援事業（活 動報告会及び 交流会）にか かる提案	・活動報告及び交流会の実施体制について記載すること。 ・サポート役（中間支援組織職員）について記載すること。 ・N P O 法人をはじめとする多様な主体の顔が見える関係づくりに効果的な内容について記載すること。
広報・啓発にか かる提案	・参加者の募集方法について記載すること。 ・広報・啓発を実施するための体制、効果的な提案について記載すること。
追加提案	・更なる成果の向上に資する追加提案がある場合は、具体的に記載すること。
スケジュール	・全体スケジュール及び進行管理について記載すること。

ウ 見積書（様式任意）・・・・・・・・・・ 1 部

- ・提案に必要な一切の経費を含めること。
- ・「地域協働推進事業（講演会）」と「N P O 法人育成支援事業（活動報告会及び交流会）」を区分して作成し、共通経費は、各事業の積算額に応じて按分すること。

エ 会社概要（既存のもので可）・・・・・・・・ 1 部

（2）提出期間

令和7年6月11日から令和7年7月14日までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

（3）提出方法

持参又は郵送により、下記の「12 問合せ先・提出先」へ提出。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

（4）留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がある。

イ 提出された企画提案書は、返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

8 選定方法

（1）選定に当たっては、書面審査とし、県が設置する審査委員会において、別紙「評価基準」に基づき、提出された企画提案書の評価を行い、最優秀提案者を選定する。

（2）次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判

明したとき。

- (3) 企画提案者が1者の場合であっても企画提案書の評価を行い、委託業者としての可否を審査する。

9 審査結果

審査の結果は、全ての提案者に書面で通知する。

なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

10 契約の方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に提案者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 別添「令和7年度愛媛県地域協働推進及びNPO法人育成支援業務仕様書」は、最優秀提案者の企画提案内容によっては、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務内容の追加、又は修正する場合がある。
- (3) 契約保証金は、愛媛県会計規則第152条の規定により、契約金額に契約保証金の率（10分の1以上）を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合は免除する。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議等を行なった上で、契約を締結することとする。
- (5) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (6) 電子契約を希望する場合は、企画提案公募（プロポーザル）参加希望書提出期限までに電子メール（kenminseikatsu@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (7) 契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (8) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (3) 提出された書類は、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）に基づ

く情報公開の対象となる。

12 問合せ先・提出先

愛媛県県民環境部県民生活局 県民生活課 県民協働グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

Tel : 089-912-2305 FAX : 089-912-2299

E-Mail : kenminseikatsu@pref.ehime.lg.jp

※持参の場合は、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。